

2017年3月31日

2017年度以降に取り組む新規商品類型の選定結果について

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

2016年10月1日から31日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた提案、ならびに事務局からの提案を踏まえ、エコマーク企画戦略委員会（第22回：2016年12月19日開催、第23回：2017年3月15日開催）で審議した結果、以下の案件を、2017年度以降に着手する新規商品類型化の候補としてさらに継続検討することとなりましたので、お知らせします。

(全体方針)

引き続き、消費者に身近な分野（製品およびサービス）について優先的に取り組むこととします。

○新規商品類型化の候補として継続検討とする案件

（継続検討のうへ、基準策定委員会設置の目途が立った時点で、正式に「選定」とする旨を公表し、委員の公募など基準策定委員会設置の手続きに入ります。基準策定が困難な場合は「不選定」を決定します）

案件名（50音順）	継続検討とする理由等の要旨
小売店舗（見直し）	No.501「小売店舗Version1」認定基準では、店舗の環境配慮の取組みに加え、消費者の環境に配慮した買物行動を支援する目的のもと、主に食料品を扱っている大規模小売店舗を対象としている。食料品以外を扱う小売店舗への適用範囲の拡大や、審査方法（チェーン店認証）や評価基準などを見直しができるか等を継続検討する。
電力小売	2016年4月から一般家庭向けを含めた低圧区分について電力小売の自由化が開始された。地球温暖化への対策や省エネルギーに注目が高まる中、再生可能エネルギーを積極的に利用した「環境配慮型」の電力の利用拡大や開発が進むことが期待されている。その商品類型化にあたっては、認定の適用範囲（事業者またはプラン）や審査プロセス等の課題があるため、基準設定の可能性等について継続検討する。
廃食用油等再生石けんを使用した消火薬剤	廃食用油等のリサイクルは、市民団体等で石けんに再生する取組みやバイオディーゼル燃料などへの活用が進められているが、新たな用途として、林野火災等で使用される泡消火薬剤への活用が期待されている。商品類型化を進めることで、事業者の製品開発が進み、廃食用油等再生石けんの普及が図られることは社会的に意義があることから、エコマーク商品類型No.129「廃食用油等再生石けんVersion1」の適用範囲に追加、もしくは新規商品類型として選定が可能かを継続検討する。

案件名 (50 音順)	継続検討とする理由等の要旨
ラミネーター	不動産事業者、工事現場、飲食店などで使用されるラミネーターは、ラミネートフィルムを電力により加熱・圧着して、印刷物を保護する機器である。ラミネーターの主な環境負荷は消費電力量であり、低消費電力型のラミネーターの開発・普及によりオフィス等での省エネ等が期待されるため、基準設定の可能性等について継続検討する。

以上